

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）
「訪問介護」

介護報酬の算定上の留意点

高崎市 福祉部介護保険課

I 基本報酬

(1) 訪問介護費（単位）

- イ 身体介護が中心である場合
- 生活援助が中心である場合
- ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心
である場合

I 基本報酬

イ 身体介護を中心である場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 ······ 163単位
- (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 ··· 244単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 ··· 387単位
- (4) 所要時間1時間以上の場合 ··· 567単位に所要時間
1時間から計算して所要時間30分を増すことに82単位を
加算した単位数

1 基本報酬

(2) 訪問介護の所要時間

- ① 所要時間の考え方
- ② 20分未満の訪問介護の取扱い
- ③ 訪問介護の内容・回数

1 基本報酬

(2) 訪問介護の所要時間

① 所要時間の考え方

実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とする。

1 基本報酬（2） 訪問介護の所要時間

② 20分未満の訪問介護の取扱い

■ 2時間未満の間隔で訪問介護を行った場合

原則

それぞれの所要時間を合算

ただし・・・

20分未満の
身体介護



基準に適合
する利用者



基準に適合
する事業所

所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定できる

1 基本報酬

(2) 訪問介護の所要時間

③ 訪問介護の内容・回数

- ・訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できない。
- ・一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできない。

1 基本報酬

(3) 生活援助が中心である訪問介護の算定

利用者が一人暮らし

利用者や家族等が家事
を行うことが困難な場
合

家族等が障害、疾病
等



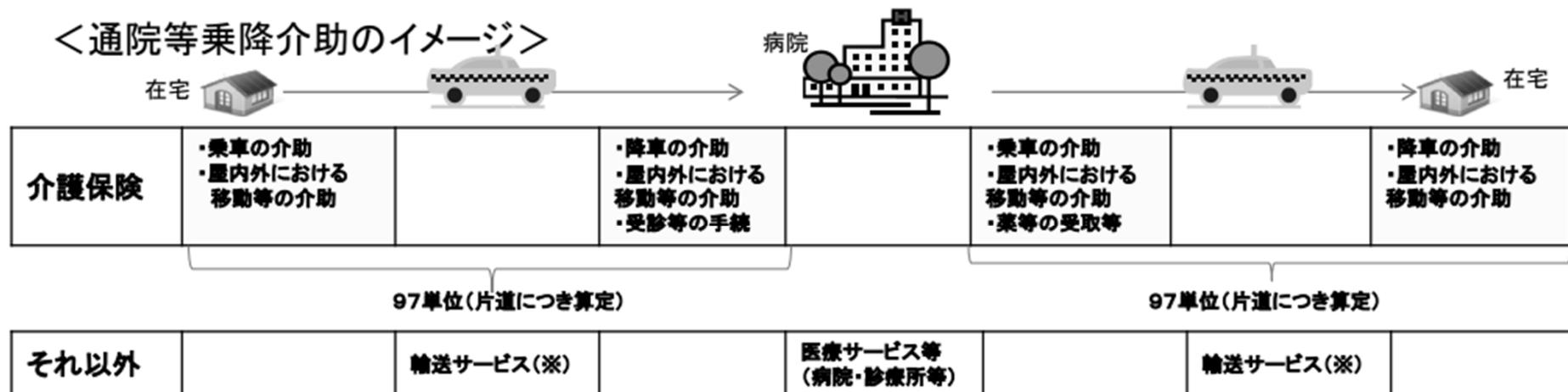
✖ 対象にならない行為

- 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- 直接本人の援助に該当しない行為
- 日常生活の援助に該当しない行為

1 基本報酬

(4) 通院等乗降介助

利用者に対して、通院等のため、指定訪問事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。



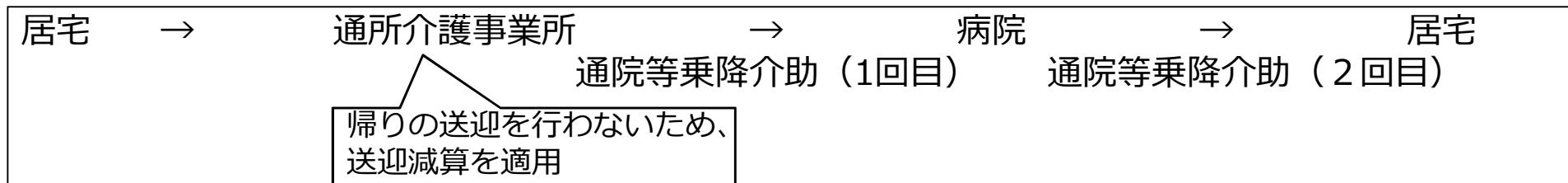
1 基本報酬

(4) 通院等乗降介助

目的地が複数あって居宅が始点または終点となる場合には、目的地（病院等）の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送にかかる乗降介助に関しても、同一の指定事業所が行うことを条件に、算定できる。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できない。

(a)利用者が通所介護の終了後、通院等乗降介助を利用して病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合

→通所介護事業所と病院間の移送及び病院と居宅の間の移送の2回において、通院等乗降介助を算定できる。

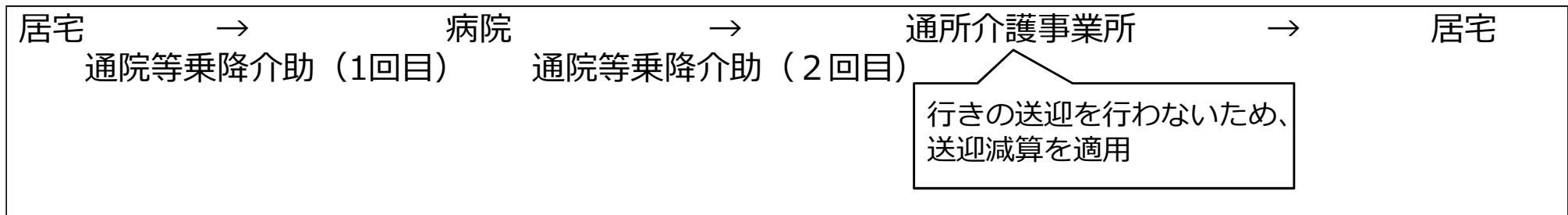


1 基本報酬

(4) 通院等乗降介助

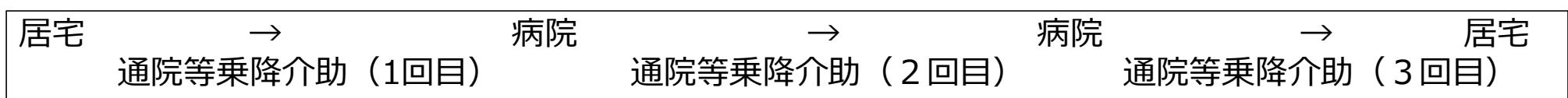
(b) 利用者が通院等乗降介助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して通所介護事業所へ行く場合

→ 居宅と病院の間の移送及び病院と通所介護事業所の間の移送の2回について、通院等乗降介助を算定できる。



(c) 利用者が居宅から通院等乗降介助を利用して複数（2カ所）の病院へ行き、その後再び通院等乗降介助を利用して居宅へ戻る場合

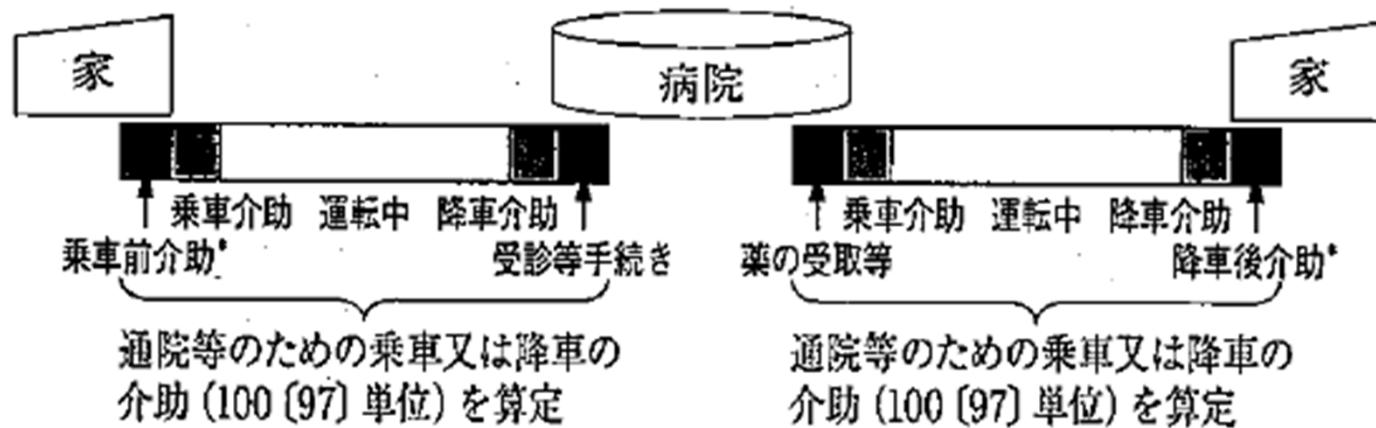
→ 居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の3回について、通院等乗降介助を算定できる。



1 基本報酬

(5) 通院等乗降介助及び身体介護中心型の適用関係

①要介護 1 ~ 5



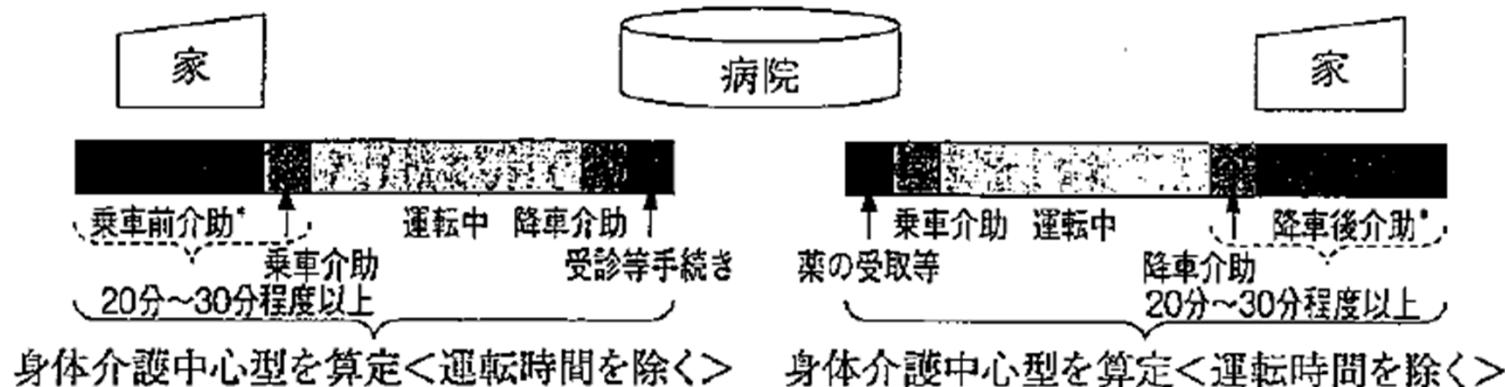
* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介助をいう。

※院内介助及び運転時間は、基本的に算定対象となりません。

1 基本報酬

(5) 通院等乗降介助及び身体介護中心型の適用関係

②要介護 4、5 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しつつ手間のかかる身体介護を行う場合



* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介助をいう。

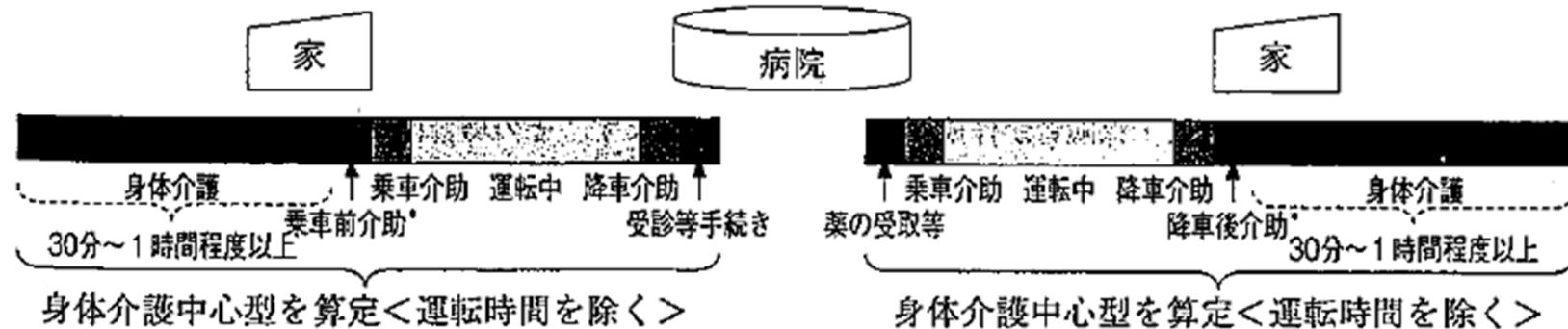
※院内介助及び運転時間は、基本的に算定対象となりません。

1 基本報酬

(5) 通院等乗降介助及び身体介護中心型の適用関係

③要介護 1 ~ 5

居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分~1時間程度以上を要しつつ当該身体介護が中心である場合



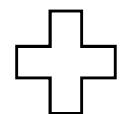
* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介助をいう。

※院内介助及び運転時間は、基本的に算定対象となりません。

1 基本報酬

(6) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

身体介護中心型
の単位数



生活援助

20分以上

65単位

45分以上

130単位

70分以上

195単位

1 基本報酬

(7) 2人の訪問介護員による訪問介護の取扱い

所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定

- ① 利用者又はその家族等の同意が必要
- ② 次のいずれかに該当
 - a) 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難
 - b) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等
 - c) その他a又はbに準じると認められる場合

1 基本報酬

(8) 朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

訪問介護のサービス開始時刻	加算単位数
朝 (6時から8時) 又は 夜間 (18時から 22時)	所定単位数の 25/100
深夜 (22時から翌朝6時)	所定単位数の 50/100

※上記の時間帯におけるサービス提供時間が、全体のサービス提供時間の内、ごくわずかな場合は算定できない。

2 減算

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2に規定する措置を講じていない場合。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を設備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合。

2 減算

(2) 業務継続計画未策定減算

当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

指定居宅サービス基準第30条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで。

2 減算

(3) 共生型訪問介護を行う場合

指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修過程修了者等により行われる場合	70/100
指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合	93/100
指定重度訪問介護事業所が行う場合	93/100

2 減算

(4) 同一敷地内建物等

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	90/100
事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	85/100

※利用者数は、1月間の利用者数の平均（小数点以下切捨て）

3 加算

(1) 特定事業所加算 ※要届出

区分	単位数
加算（I）	所定単位数の100分の20に相当する単位
加算（II）	" 100分の10に相当する単位
加算（III）	" 100分の10に相当する単位
加算（IV）	" 100分の 3に相当する単位
加算（V）	" 100分の 3に相当する単位

※（V）とその他の加算を同時に算定する場合を除き、同時算定不可

3 加算

(2) 緊急時訪問介護加算

1回につき100単位

- ① 居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護を中心のものに限る。）を利用者又は家族等から要請を受けてから24時間以内に行つた場合に算定
- ② 要請のあった時間、内容、提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨を記録

3 加算

(3) 初回加算

1月につき200単位

- ① 以下のいずれにも該当する場合に算定
 - a) 新規に訪問介護計画を作成した場合
 - b) サービス提供責任者が初回若しくは初回と同一の月に同行した場合
- ② サービス提供責任者が同行した場合は、同行訪問した旨を記録

3 加算

(4) 生活機能向上連携加算

加算（I） 1月につき100単位

加算（II） 1月につき200単位

区分	要件	算定期間
加算 (I)	サービス提供責任者が医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該計画に基づく訪問介護を実施	初回（初月）のみ
加算 (II)	医師等とサービス提供責任者が身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、医師等と連携して当該計画に基づく訪問介護を実施	初回（初月）から3か月間

3 加算

(5) 口腔連携強化加算 ※要届出

1月につき1回に限り 50単位

指定訪問介護事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合

3 加算

(6) 認知症専門ケア加算 ※要届出

加算（I）1日につき3単位 加算（II）1日につき4単位

区分	要件
加算（I）	<p>次のいずれにも該当</p> <ul style="list-style-type: none">a) 周囲のものに日常生活に対する注意を必要とする認知症のものが2分の1以上b) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を必要数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施c) 認知症ケアに関する会議を定期的に開催
加算（II）	<p>次のいずれにも該当</p> <ul style="list-style-type: none">a) 加算（I）の要件b)、c)の基準のいずれにも適合することb) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症のものの占める割合が100分の20以上c) 指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施d) 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定

4 適正化確認項目

重複利用ができない給付項目、過剰な可能性がある給付、珍しい給付については、
定期的に請求実績を確認し、ヒアリングシートを発送しています。

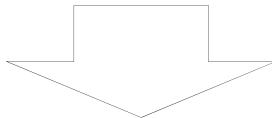
確認対象と
考えられる
給付（例）

- ・訪問介護（通院乗降介助以外）と定期巡回の同月利用
- ・身体軽度者への月30回以上の訪問介護
- ・訪問介護の2人派遣
- ・訪問介護の夜朝加算時間帯、深夜加算時間帯の給付
- ・訪問介護を1回2時間以上の給付
- ・訪問介護を月60回以上の給付

※更新した時のケアプランには、上記の内容を位置付けた理由を明記してください。

4 その他

訪問介護時にコインパーキング等を利用



駐車料金を利用者に請求することはできない
(交通費は介護報酬に含まれるため)

警察署で駐車許可証を発行することも可能
※事務連絡 平成31年2月14日（国→都道府県保険担当課宛）